

による請求が裁判上認められなかつたとしても、その法律が憲法に違反して無効でない限り、それ自体が裁判を受ける権利を侵害するものといえないことは明らかである。」と判示した。

しかし、これまで述べたとおり、原賠法は控訴人らのノー・ニュークス権、財産権および平等権を侵害するものであつて、違憲無効であり、そのような法律に基づいて、原発事故の被害者である控訴人らが裁判所に損害の救済を認められないのであるから、控訴人らは裁判を受ける権利を侵害されている。

また、仮に原賠法がノー・ニューカス権、財産権および平等権を侵害するまではいえず、違憲無効でなかつたとしても、これを適用した結果、被控訴人らが免責だということが判明したというだけで控訴人らの請求が却下または棄却されるとすれば、実質的な裁判を受けたことにはならない。なぜなら、控訴人らは、被控訴人らに本件原発事故について PL 法または民法上の法的責任を負うべき事情があったか否かを司法に問うているのであり、この点についての審理が一切されないとすると、裁判を受けたとは到底言えないからである。

現に、控訴人らは、本件原子炉等の欠陥および原発メーカーの過失を原因として本件原発事故が発生したことを原審において詳らかに主張立証したが、原審はその直後に訴訟手続きを打ち切り、一切の審理、判断をしなかつた。

このように、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者らの権利義務の存否に関し、裁判による紛争解決の機会を奪うものであるから、憲法 32 条に反し、無効である。

第3 責任集中制度の違憲性

1 原判決の誤り

(1) 原判決は、控訴人らの責任集中制度が違憲であるとの主張に対し、真摯に向き合おうとせず、被控訴人らの主張をそのまま安易に受け入れると同時に、「政策論」や「立法の裁量」の問題であるとして判断を回避しているのであり、責任集中制度が、憲法に違反するかどうかを精緻に検討しようとする姿勢は皆無であった。違憲審査権という自らの重要な職責を放棄したのである。

さらに原審は、不誠実な態度のみならず、具体的には、前述のとおり憲法 29 条 2 項についての判断を遺脱したほか、以下のような重大な点についても審理を怠った。

(2) 控訴人らは、法令違憲の主張にとどまらず、適用違憲の主張もしており、原判決においても、争点1として「ア 法令違憲」のみならず、「イ 適用違憲」と項目を挙げ、控訴人らの主張を記載した(10~14頁)。ところが「第3 当裁判所の判断」においては、法令違憲についての判断を示した後、「その余の点について判断するまでもなく理由がない」と述べただけで、適用違憲については一切言及しなかった。

控訴人らは、仮に責任集中制度が法令違憲とまでは言えないとしても、合憲限定解釈をすべきだとし、①原発メーカーに重過失が認められること、②原発事故による被害の規模が、原賠法の想定を大きく上回ること、という要件をいずれも満たす場合には適用違憲となると主張したのである(原告第4準備書面 第3章【66~69頁】)。これは、原賠法の想定を上回るような数兆円規模の被害が、メーカーの重過失によって引き起こされた場合に、事故に対してなんら責任のない被害者を犠牲にしてまで原因者である原発メーカーを保護する必要性・合理性は見出し難いということを根拠とする明確な主張である。

原判決は、控訴人らの財産権侵害の主張に対して、「確かに、原賠法の責任集中制度は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求を認めないものであるから、通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものである」と、責任集中制度が財産権を制約する立法であることを認めた。そのうえで、「責任集中制度は、原子力損害を被った者の被害回復のために合理的でないとはいはず、立法の裁量の範囲内であるというべきであり、国民の財産権を侵害するものということはできない」と結論付けたのである。つまり、少なくとも**責任集中制度が財産権を制約するものである**と認めているのであるから、法令違憲とまではいえないとしても、適用違憲が認められるか否かについて審理し、判断を示す必要があった。しかも、世界で初めて賠償措置額をはるかに超える損害を発生させた本件原発事故は、まさにその適用において財産権を侵害し、違憲と判断されるべき事案である。しかし、原判決はそれを怠っているのであるから、重大な争点に関する判断の遺脱がある。

したがって、この点についても、控訴人らの審級の利益を考慮し、原審に差し戻されるべきである。

(3) さらに、原判決は、原賠法の立法事実について全く検討していない。憲法事件における立法事実の検証について、芦部信喜教授は、以下のように述べている。

憲法事件においては、「違憲か合憲かが争われる法律の立法目的および

立法目的を達成する手段（規制手段）の合理性を裏づけ支える社会的・経済的・文化的な一般事実が、問題になる。法律が合憲であるためには、その法律の背後にあってそれを支えている右のような一般事実の存在と、その事実の妥当性が認められなければならない」ず、これら「立法事実を検証しないまま、ただ憲法と法律の条文だけを概念的に比較して違憲か合憲かを決める憲法判断の方法は、実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決になる可能性がある」（『憲法〔第三版〕』（芦部信喜）353頁）。

翻って原判決は、立法事実について一切検証することなく、単に憲法と法律の条文だけを観念的に比較して、合憲との判断を示しているにすぎない。このため、芦部信喜教授が指摘するとおり、「実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決」となっているのである。このような極めて説得力に欠ける判決が、控訴人らや世界中で原子力に対する恐怖心を抱いている人々を納得させるものでないことは明らかである。

そこで、以下、立法事実について検証するとともに、法学者や元技術者の意見などをもとに責任集中制度の違憲性についてさらに検証する。

2 立法事実の変遷

（1）原子力事業の発達の必要性

ア 必要性の低下

原賠法は、その目的の1つに、「原子力事業の健全な発達」を掲げている（1条）。そして、4条1項および3項で原発メーカーを免責している。

1953年12月のアメリカのアイゼンハワー大統領による、原子力の平和利用に関する演説に始まり、かつて、原子力発電は豊富なウラン鉱石資源に基づく夢のエネルギーとわわれた。また、CO₂を排出しないクリーンエネルギーで環境にも良く、ローコストと言われてきた。

しかし、1976年の米国スリーマイル島原発事故、1986年の旧ソ連のチェルノブイリ原発事故、そして2011年3月11日の本件原発事故等の過酷事故が発生し、原発の安全性に関する信頼は失墜した。

さらに、現在は、環境に負荷をかけない再生可能エネルギーの目覚ましい発展もあり、実は危険なだけでなく、環境面でもコスト面でも、それほどすぐれているわけではないことが判明した原発に対する需要は低下している。

したがって、現在では、上記の原賠法の目的の1つである原子力の発達の必要性は相当程度低下しているといわざるを得ない。まして、本件原発事故のような過酷事故が発生した場合の原発メーカーの法的責任を免責する原賠法4条1項および3項の責任集中原則を支える立法事

実は、完全に失われた。

イ 原子力需要の低下

2011年3月11日に発生した福島原発事故後、段階的に全国の原発の稼働が停止され、「原発稼働ゼロ」の状態がしばらく続いた。2012年になり、関西電力が大飯原発の3号機、4号機の再稼働を強行したが、この2基が、2013年9月に定期検査のために停止した後、約2年間、再び「原発稼働ゼロ」の状態が継続した。

その後、2015年8月に九州電力が、世論の反対の声を押し切って川内原発の再稼働を強行したが、それまでの約2年間、日本は原発がまったく稼働しない中、さしたる困難もなく電力需要を賄うことができた。

したがって、現在では、原発に頼ることなく十分に電力供給を行うことができる態勢にあり、原子力に対する需要の低下（ないし消滅）は明らかであると言える。

このことを、電力需要と供給力の面から見てみると、全国の発電設備容量は2010年3月末時点では2億3715万キロワットであったが、そのうち原子力は4885万キロワットであった。したがって、この時点で仮に原子力発電すべてをなくしたとした場合には、発電設備容量は1億8830万キロワットとなる（2億3715万キロワット-4885万キロワット）。

他方で、2010年のピーク時の電力は、同年8月7日の1億5913万キロワット（ちなみに過去最高は2007年8月7日の1億7928万キロワット）であったから、これを十分に満たすことができる。

したがって、電力自由化等によって電力会社間の電力の融通などが円滑に行われるようになれば、原発がなくても電力需要を十分に満たすことができるるのである（甲72【179～180頁】）。

ウ 再生可能エネルギーの発展

原発が導入されて以来、確かに原子力の割合は増えてきた。すべての発電量に占める原発の割合は、2000年代に入ると30%ほどになっている。そこで、たとえば2010年度の発電量を30%減少させると、だいたい1986～87年頃の発電量と同じになる。したがって、原発がなくなり、それに対して何の対策もとられなかつたと仮定しても、当時（いわゆるバブル景気に沸いていた頃）と同じレベルの生活は十分にできることになる。

さらに、近年、太陽光、風力、水力、地熱発電等の環境への負荷が小さい再生可能エネルギーの発展が目覚ましい。これらの再生可能エネルギーは、設備容量で見ると、原子力をはるかに上回るだけの量がある。

長期的に見て、日本の電力すべてを再生可能エネルギーで賄うこと也可能といわれている。

再生可能エネルギーによる雇用効果も高く、環境省の調査では、化石燃料削減や産業振興を考慮すると、48兆円のGDPの増大、68万人の雇用効果が期待できるとされている。他方で、日本の原子力産業によつて生み出されている雇用は約4万5000人に過ぎない。

高コストといわれる太陽光発電については、アメリカでは数年でLNG火力よりも安くなる状態が出現すると予想されており、欧州でも同様である。太陽光発電のコストは年々下がり、2011年にはキロワット時あたり0.203ユーロ（約21円）にまでなっている。2020年にはおよそ0.15ユーロ（約16円）にまで下がるとみられている。

また、再生可能エネルギーの普及は、温室効果ガス削減にも寄与している。ドイツの例では、電力を含む再生可能エネルギーの利用で1億1800万トンの排出削減効果があったとされている。再生可能エネルギーは国産エネルギーであるから、再生可能エネルギーが増えれば、その分化石燃料を他国から輸入しなくてもよくなるという効果も期待できる（以上、甲72【204頁～205頁】）。

そして、世界的に見ても、再生可能エネルギーの市場は拡大している。2004年以降、風力発電は毎年30～40%のペースで市場拡大が続き、2010年には世界全体で3600万キロワットも増えている。太陽光発電は毎年60%の拡大で、2010年は1600万キロワットも増えている。この分野の投資額も、毎年60%もの成長を続け、リーマンショック後でもなお着実に成長し、2010年にも前年比約30%増・約20兆円（2300億ドル）に達している（甲73【181頁】）。

エ ドイツで進む脱原発

2011年3月11日の本件原発事故を受け、ドイツの各都市において反原発の運動が再燃し、盛り上がった。チェルノブイリ事故後25年となった同年4月25日には、ドイツの12カ所の原発前で一斉にデモが開催され、約10万人以上が参加した。

こうした世論を受けて、ドイツ政府はそれまでの原発維持政策を急遽転換し、福島原発事故から3か月後に、2022年までの脱原発を決定・表明した。

もともとドイツでは、1986年のチェルノブイリ事故の影響を受け、早くも1991年に再生可能エネルギーの買い取りを義務づけた「電力供給法」が制定された。2000年には、社会民主党と緑の党の連立政権により、高額の固定価格買取りを20年間保証する「再生可能エネルギー

法」が発効した。固定価格買取りを設定すると、市場拡大が促され、その技術の製品が安くなるという効果がある。そして、2009年には再生可能エネルギー熱法が発効となり、新築の建物には再生可能エネルギーにより一定の割合、熱を生み出すことが義務づけられた。

こうした政策を推進した結果、ドイツでは2011年に、総電力の200%、およそ12万ギガワット（1200億キロワット時）を再生可能エネルギーで賄った。ドイツ政府は、2020年までに総電力の40%、2050年までに80%を再生可能エネルギーで賄うことを目標としている（以上、甲74）。

オ 日本の政財界の動き

一方、日本においても、政府は2014年の閣議決定「エネルギー基本計画」において、原子力を重要なベースロード電源と位置付けたものの、電源構成における原発依存度については、政策の方向性として「可能な限り低減させる」とされている。また、同閣議決定において、再生可能エネルギーの導入を加速し、中長期的な自立を目指すとされている。

また、経済界においても、一部脱原発の積極的な動きが見られている。ソフトバンクの孫正義氏は、本件原発事故後早い段階から脱原発の立場を鮮明にし、自ら私費を投じて再生可能エネルギー事業に乗り出した。信用金庫最大手の城南信用金庫の元理事長である吉原毅氏も原子力発電撤廃を標榜し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進する活動を行っていることは有名である。さらに、経済同友会の元代表幹事の長谷川閑史も、原子力の比率を徐々に下げていくという縮原発の立場を表明した（甲72【176～177頁】）。

カ 小括

このように、エネルギー事情をめぐる現在の状況を見れば、原子力発電に対する需要が低下していることは明らかであり、原子力損害賠償法の目的である原子力の発展を支える立法事実はもはや消滅した。まして、本件原発事故のような過酷事故が発生した場合にまで、「被害者の保護」に優先して、「原子力事業の健全な発達」のために原発メーカーを免責する責任集中制度を支える立法事実は、完全に失われている。

（2）原発技術に対する信頼

ここでは、原発技術に対する国民の信頼に係る事実について、訴状で述べた「国内外における原子力に対する変化」に加え（第7章 第3【67～79頁】）、さらに安全神話の崩壊等信頼の喪失に関する立法事実の変遷について論じる。

ア 安全神話の崩壊

わが国においては、国と電力会社が一体となって原発を国策として推進し、そのために、絶対に過酷な原発事故は起こらないとするいわゆる原発の安全神話が振りまかれ、それがまかり通ってきた。チェルノブイリ原発事故が発生した当時も、あれは技術が未熟な旧ソ連で起こった事故であり、高度な技術力を有する日本の原発ではあのような過酷事故は起きないと喧伝されていた。

しかし、案に相違して、日本でも原発の過酷事故が発生してしまった。

2011年8月27日にNHKが実施した世論調査では、実に8割近い国民が脱原発を支持した。また、事故後初の原子力政策大綱改定にあって原子力委員会に寄せられた意見のうち、合計98%が脱原発を訴えている。さらに、脱原発を求めるデモや集会も、事故以来全国各地で数多く取り組まれるようになった（甲72【173頁】）。

もはや、わが国における原発の安全神話は完全に崩壊し、原発の技術に対する信頼は失墜したと言わざるを得ない状況である。

イ 原子力技術の本質的問題点

本件原発事故を経験した現在では言うまでもなく、原発の技術は、集中したエネルギーの制御を誤れば、巨大な破壊力になること、また生体に著しい損傷を与える高いエネルギーの放射線や、現在のところこれを完全に処分する技術が確立していない放射性廃棄物が副産物として発生するという本質的な問題点を有している。具体的には、①スリーマイル島原発事故やチェルノブイリ原発事故、本件原発事故のような巨大事故の危険性があること、②使用済み核燃料などの放射性廃棄物の処理方法が確立していないこと、③軍事利用への転用を阻止する手段が確立していないことなどである。これらは、いずれも原子力技術の本質に根ざしたものであり、解決は困難であると専門家からも指摘されている（甲75【66頁】）。

原発には、ウラン鉱石の採掘に始まり、ウランの精錬・濃縮、燃料の加工・製造、そして、発電したとの放射性廃棄物の処理・管理、使用済燃料の再処理などの各段階において、放射性物質の放出とそこで働く労働者の被曝が避けがたくついてまわるものである。

日本の原発は、運転開始当初から1990年代くらいまで、使用済燃料の再処理について英仏と契約を締結し、再処理を委託してきた。英仏との再処理契約が終了した後は、青森県六ヶ所村に再処理工場を建設し、そこで日本国内の原発から排出される使用済燃料を再処理することになっていた。ところが、高レベルガラス固化体の製造工程で、ガラスの温度のコントロールがうまくいかないなどの故障が続き、各原発のサ

イトでは使用済燃料が溜まり続けていくという状態になっている（甲73【82頁～84頁】）。

つまり、現時点において、こうした使用済燃料の処理の見通しが立つておらず、いわゆる「核のゴミ」が溜まり続けているという状態である。

ウ 原発技術に対する信頼の喪失

原発技術が持つ本質的な危険性は上記のとおりであるが、さらに、わが国は地震大国であり、世界で発生する地震の約10%が日本で発生していると言われている。原発を稼働することによって生じる過酷事故発生のリスクはますます高まるばかりである。

その上、原発を稼働することによって現実に「核のゴミ」は溜まり続け、その処理の見通しも立っていない。

したがって、わが国では、原発の技術に対する信頼はすでに失墜しており、原子力損害賠償法の立法目的である原子力の発展を支える立法事実は、この点から見てももはや失われている。

まして、上記のように原発の技術は本質的な危険性を孕んでおり、原発技術に対する信頼が失墜している状況下においては、本件原発事故のような過酷事故が発生した場合の原発メーカーを免責する責任集中制度を支える立法事実は、完全に失われている。

（3）原賠法制定における英米からの要請

原賠法が責任集中制度を導入したのは、主として英米から原子力平和利用の技術を導入し、発電用原子炉、その周辺技術、核燃料等の供給を受ける形で原子力開発を進めることになった日本に対して、両国から原発メーカー等の免責を含む事業者への責任集中を法制化するよう強く要請されたためであり、「被害者の保護」は、責任集中制度の合理性の説明的表現に過ぎない。

ここでは、原賠法に責任集中制度が導入されるに至った経緯について、訴状で述べた事実に加え（第7章 第2【66～67頁】）、日本に原子力事業を輸出した米国の国内で責任集中制度が導入されるに至った経緯まで遡り、被告ら原発メーカーの法的責任を免責する責任集中制度を支える立法事実は今や存在せず、同制度が不合理な制度になっていることを述べる。

ア 米国で責任集中制度が導入されるに至った経緯等

（ア）プライス・アンダーソン修正法の成立

1954年、米国では、原子力開発が民間企業の直接参加に開放され、連邦政府の助成措置を含む発電用原子炉開発計画への私企業の参加を促進する財政的枠組が提供された。しかし、企業側は、原子力の

潜在的危険性から、万一破滅的事故が発生した場合の企業の負うべき責任に対する何らかの特別な対策なしには、到底、積極的参加に踏み切ることはできないと主張した。

このため、1957年に原子力法を改正し、一方で原子力事業者に賠償責任保険による賠償資力の保持を義務づけ（当時 6000 万ドル＝保険市場引受可能限度額相当）、かつ、1 原子炉当たり 5 億ドルまでの国家補償の供与を内容とする補償協定の締結・保持を義務づけるとともに、その合計額をもって原子力事業者の 1 事故当たりの損害賠償責任限度額とするとの法的枠組を創設した。しかし、各州によって規制される不法行為法自体はそのままとされたため、原子力事業者のみならず、原子炉の構成部分の製造者その他の者も原子力損害について賠償責任を負わされる可能性があり、州法との関係で、責任主体を限定することは困難であった。

このような背景のもと、1957年に、原子力法の部分的改正法としてプライス・アンダーソン修正法（PA 修正法）が成立した。同法により、国家補償は原子力事故から生ずる法的責任を負うすべての者を補償の対象とし、保険契約においても、原子力事業者の締結する保険契約において、すべての原子力責任負担の可能性のある者を共同被保険者とする形での保険引受けのメカニズム（オムニバス方式）が提供され、原発メーカー等からみれば、結果として、原子力事業者に責任が集中されたのと同様の経済的效果が実現されることになった（経済的責任集中）。その後、国家補償の縮減・保険への移換・限度額の増額等の改正はあるものの、原子力開発への民間企業の直接参加を促す PA 修正法の仕組みは現在でも基本的に変わっていない（甲 76【46-112～46-119】、甲 77【454 頁～456 頁】）。

（イ）民間企業による原子力産業の輸出

米国の原子力開発推進の狙いは、自国におけるエネルギー需給対策よりも、ソ連およびヨーロッパ諸国との国際経済競争における優位確保のために、原子力平和利用の技術を重要な輸出産業たらしめる意図の実現を標的としていた。ただ、その実現のためには、米国の原発メーカー等原子力産業の立場からすれば、原子力損害の賠償責任制度につき、少なくとも自国において確保されたレベル以上の機器および技術の提供者の責任回避の法的枠組が輸出先の各国においても確立されていることが必要条件とされた。

この点で、特に大型発電所の輸出の現実化に向けて、原子炉設置者への責任集中と責任制限および責任履行確保のための国家補償を

含む財源確保の制度的 requirement が重要な条件とされ、米国の原子力技術を受け入れんとするヨーロッパ諸国及び日本に対し、米国側、特に産業側は、この種の立法の実現を強く要請することとなった（甲 76 【46-112～46-119】、甲 77 【461 頁～462 頁、485 頁～491 頁参考】）。

イ 米国からの要請による責任集中制度の導入

主として英米から原子力平和利用の技術を導入し、発電用原子炉、その周辺技術、核燃料等の供給を受ける形で原子力開発を進めることになった日本に対しても、個別の原子炉や核燃料等の購入契約において、または政府に対して、原子力事業者の無過失責任、その事業者への責任集中を含むパリ条約で確立された責任原則、賠償措置の法制化の強い要請が繰り返された。

特に、1957 年の日米、日英原子力協定交渉において、供給国側は協定上の免責条項を強く主張したこともある、その受容のための措置という意味合いをもって（多分に損害賠償制度の立法化の必要性の外的要因への理由転嫁の面も大であるといわれている）、1961 年に、原子力事故の際の被害者保護・救済を目的として原子力損害賠償法を制定することとなった。そして、原子力事業者の無過失責任、当該事業者への責任集中制度などが導入された。

このように、日本における原子力損害の賠償責任制度において、原子力施設運営者・原子力事業者への責任集中制度の導入が必須要件とされてきたのは、主として英米から原子力平和利用の技術を導入し、発電用原子炉、その周辺技術、核燃料等の供給を受ける形で原子力開発を進めるにあたって、供給国側から、原発メーカー等の原子力損害賠償責任（いってみれば製造物責任）からの遮断の要請に応じた結果である（甲 76 【46-112～46-119】、甲 77 【534 頁～538 頁参考、特に 537 頁の注（6）参考】）。

ウ 小括

以上のとおり、原賠法の目的の一つである「被害者の保護」は、責任集中制度の合理性の説明的表現に過ぎない。このことは、本件原発事故発生から 5 年半が経過した今、原子力事業者たる東京電力だけに責任を集中させても、「被害者の保護」が進まないという事実が明らかにした。むしろ、責任集中制度は、前述のとおり原子力技術ないし事業を輸入する必要に迫られていた日本に対して、強い立場にあった英米からの強い要請に応じざるを得なかつたという立法事実に支えられていたに過ぎないことが確認された。現実に甚大な損害を発生させた本件原

発事故後においては、被告ら原発メーカーの法的責任を免除する責任集中制度を維持すべき合理的な理由は消滅した。

3 Reitsma 意見書について

被控訴人 GE は、2016 年 1 月 27 日の原審第 3 回口頭弁論において、Reitsma（ライツマ）意見書を証拠提出した（乙 2）。これに対し、控訴人らが第 5 準備書面で反論したところ、被控訴人 GE は、3 月 18 日付け準備書面（5）において再反論した。そこで、控訴人らは、3 月 23 日の第 4 回口頭弁論において、再び反論する旨を述べたにもかかわらず、原審はその機会を与えることなく、突如として結審したのである。

そこで、控訴人らは、ここで改めて反論する。

(1) はじめに

まず、パリ条約およびウィーン条約が、批准国でない日本を拘束するものでないことは言うまでもない。

また、CSC 条約の説明文書も、結局のところ、責任集中制度を義務付けるものではない。

また、仮に義務付けていたとしても、**条約が締約国の憲法に違反する場合、条約のうち憲法に違反する部分について当該締約国を拘束しないことは、確立された国際法理**である（条約法に関するウィーン条約参照）。そして、本件原発事故により、責任集中制度が、被告らのモラルハザードを招いて原子炉等の重大な欠陥を生じさせ、夥しい人々の生命、身体、財産等を失わせたこと、すなわち、日本国憲法上の基本的人権をことごとく踏みにじったことが、誰の目にも明白になった。

よって、**CSC 条約を含む国際条約は、いかなる意味においても、日本に対し、責任集中制度の導入を義務付けてなどいない。**

(2) 法律上の誤り

ア 原子力に関する法制度の国際的変容

まず、CSC 条約が制定されたのは、本件事故の前である。よって、仮に CSC 条約の制定時点において「確立された国際的な枠組み」が存在していたとしても（存在したことを認めるものではない）、本件事故によって、責任集中制度の誤りは国際的に明らかとなった。

現に、諸外国は本件事故を踏まえ、以下のとおり、原子力政策ないし原子力関連法規を変更しており、もはや、被控訴人らとりわけ被控訴人 GE が主張するような「確立された国際的な枠組み」は存在しない。

（ア）ドイツ

周知のとおり、ドイツのメルケル政権は、保守政党である CDU/CSU 等を与党とすることから、福島原発事故前においては、

前シュレーダー政権の与党だった緑の党が連立パートナーの社会民主党を説得して打ち出した脱原発の方針を転換し、原発の運転を引き続き認めようとしていた。

しかし、福島原発事故に伴って、ドイツ国内では脱原発の世論が喚起され、とりわけドイツ南西部のバーデン・ヴュルテンベルク州で 2011 年 3 月（福島原発事故の発生直後）に行われた州議会選挙では、緑の党が CDU を凌駕して州議会第一党になるに至った。

科学者でもあるメルケル首相は、こうした世論の動向に抗しては政権を維持しがたいことを認識し、早くも 2011 年 3 月 14 日には「日本のできごとからわかるのは、科学的にあり得ないとされてきたことが起こるということだ」と述べた。翌 15 日には、1980 年までに運転を始めた古い原発 7 基の一時停止も決め、同年 5 月 30 日には「2022 年までに国内 17 基すべての原発を閉鎖する」という方針を示し、新たなエネルギー政策へと舵を切った。

そして、責任集中主義の最大の立法事実である「原子力推進」という政治方針が消滅したのは、ドイツに限ったことではない。

(イ) フランス

世界一（少なくともヨーロッパ随一）の原子力大国として知られるフランスにおいても 2012 年、緑の党および社会党などの支持を受け、「脱原発」を公約に掲げたオランド大統領が就任した。

オランド大統領は当選直後、現状 75% の原発依存度を 2025 年までに大幅削減することを目標に、フェッセンハイム原発（1977 年稼働、出力 92 万 kWh が 2 基）など老朽原発を中心に 20 基以上の閉鎖が必要と公表した。また、2014 年 10 月 10 日には、フランス国民議会（下院）が原子力設備容量の現状（6320 万 kWh）凍結や 2030 年までに再生エネの発電シェアを 32% に引き上げることなどを盛り込んだ「エネルギー移行法案」を可決した。

さらに、フランスに本社を置く世界最大の原子力産業複合企業であるアレバ社は本件事故後、世界各地の原発新設計画凍結や安全対策強化に伴うコスト増、さらに日本をはじめ取引先の原発稼働停止に伴う燃料販売の急減などで収益が悪化したが、こうしたアレバの経営危機は、世界の電力市場に大きなインパクトを及ぼしている。

(ウ) その他ヨーロッパ諸国

両国に接するスイスやベルギーなど、近隣ヨーロッパ諸国にも同様の動きが広がった。スイス政府は 2011 年 5 月 25 日に、今後は原発の新規建設を行わず、既存の 5 基の原発も 20 年ほどで全廃する

ことを決定した。またベルギーで 2011 年 10 月 30 日に発足した連立政権は、国内原発 7 基の運転期間を 40 年として段階的廃止することで合意した。

(エ) アジア諸国

また、ヨーロッパに限らずアジア諸国においても、本件事故をきっかけに原子力政策の見直しが行われ、とりわけ日本同様、環太平洋造山帯に位置する地震国／地域であるフィリピンやインドネシア、中華民国（台湾）においては、原発稼働の予定が取りやめになるといた変化が生じた。例えばインドネシアのユドヨノ大統領は 2011 年 5 月、ASEAN 首脳会議で原発導入に否定的な発言を行った。また中華民国（台湾）においても同年 11 月 3 日、馬英九総統が、既存原発を 40 年度で廃止することを中心とした原発依存度減少のエネルギー政策を発表し、今年の民進党への政権交代に伴い、この動きはさらに加速することが予想される。

(オ) 条約

原発の推進を目的とした国際原子力機構（IAEA）すら、本件原発事故を契機に条約体系の見直しを行い、加盟国にさらなる安全対策の強化を求めている。このことは、本件原発事故を経た今、IAEA ですら、日本については、原子力発電所を運転しないことを実質的に求めていることを意味する。

すなわち、地震国であり、かつ山国である日本においては、IAEA の基準をはじめとする確立された国際基準を遵守した場合、事実上原発の運転ができなくなってしまうのである。規制委員会は、それにもかかわらず原発を運転させるため、国際基準に反して、例えば避難計画が規制基準の対象外となっているという暴挙を犯している

（実効性ある避難計画の策定は、日本とりわけ最も原発が集中する福井県南西部においては実質的に不可能であるから、実効性ある避難計画の策定を設置変更許可等の条件としていては、原発の運転はできない）。

これは原子力規制法 2 条「安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として行うものとする」や、原子力規制委員会設置法 1 条の「この法律は、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用という)に関する政策にかかる縦割り行政の弊害を除去し、ならび

に一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し」との明文規定にも反するものであって、行政によるクーデターというほかないが、規制委員会がそのような挙に出ているのは、IAEA の求めに従っていては、原発の運転ができなくなるからにはかならない。

(カ) 小括

したがって、本件原発事故を経た今日では、被控訴人らが主張するような「確立された国際的な枠組み」なるものは、もはや存在せず、被控訴人らとりわけ被控訴人 GE は、架空の事実を前提に議論しているにすぎない。

イ 責任集中制度に起因するモラルハザード

被控訴人 GE は、厚顔にも、「責任集中制度のもとでは…『モラルハザード』が起きる余地はない」などと主張している。しかしながら、現に発生した本件原発事故は、被控訴人らのモラルハザードを誰の目にも明らかにした。そもそも、被控訴人らのいずれも、本件原発の欠陥に関する一審原告らの主張に一切反論しておらず、欠陥の存在を自白しているのである。

しかも、東日本大震災で発生したものに匹敵する巨大な津波が本件原発を襲いうることは、原発技術者であれば誰もが、本件原発事故以前から認識していたことである。それにもかかわらず、被控訴人らのいずれも、必要な対策を取らなかったことは明白であり、被控訴人らがモラルハザードに陥っていたことに疑問の余地はない。

仮に責任集中制度が存在しなかったとすれば、被控訴人らが本件原発のような欠陥原発の製造に関与しなかったことは、ほぼ確実といえよう。

本件原発事故の最大の教訓の一つとして、单一故障指針の誤りが挙げられる。すなわち、単一の機器（機器系）のみが故障して、他の機器（機器系）が維持されているという想定は、現実の地震においては複数の機器（機器系）が同時に破壊されることを無視したものであって、あまりにも楽観的に過ぎることが、本件事故における複数機器の破損によって明らかになった。同様に、単に原子力事業者のみに責任を負わせることは、仮に単一の会社（原発メーカー）が十分に安全を考慮しなかったとしても、他の会社（原子力事業者）がきちんとしてくれるから大

丈夫だろうという、現実の社会を無視したあまりにも楽観的な想定である。日本の原子力規制基準は、国際基準と比較してあまりにも緩やかであって、原発事故を防ぐに足りるものではないこと等を考えると、原子力事業者のみに責任を負わせていても、原発事故を防ぐに足りる安全対策が取られることは期待できず（現に、取られていない）、第二の福島原発事故が発生することは確実である。二度と、同様の事故を発生させないためには、モラルハザードを引き起こさないような制度設計、すなわち、責任集中制度の廃止が絶対に必要である。

ウ 責任集中制度廃止のデメリット

さらに被控訴人らとりわけ被控訴人 GE は、「責任集中制度がなければ、福島原発事故の被害者らは、東京電力、原発メーカー各社…について、それぞれの行為と責任を主張・立証しなければならない。その上、被害者らは、こうした各社が提出する反論や証拠にも対応しなければならず」と述べるが、これは民法の初步的知識を欠いた主張である。逆に言えば、責任集中制度の合理性を主張するには、民法の初步的知識を無視しなければならないことを、被控訴人 GE 自らが立証しているといえよう。

言うまでもなく、複数の加害者がいる場合における不法行為に基づく損害賠償義務とは、不真正連帶債務であって、被害者は、加害者のいずれに対してもその被害額の全額を請求することができる。したがって、電力会社の無過失責任さえ確保しておけば、被害者は、特段の過失立証をすることなく、被害弁償を求めることができるのである。責任集中制度が財産権を侵害するゆえんは、東京電力の無資力によって賠償に支障をきたす事態が現に発生しているにもかかわらず、被害者は、他の加害者に対する請求を妨げられているという点にある。

さらに、「責任集中制度（原賠法）がなければ、被告各社は、不可抗力の抗弁を主張することもできる。」という主張に至っては、文字通り、「主張することもできる」ということを意味するに過ぎない。当時の枝野官房長官の見解によても、本件事故において不可抗力の抗弁は適用できない。世論の多くも、上記と同様の見解に立っており、裁判所も、その多くは同様の見解を示すであろう。なぜなら、東日本大震災は、過去の地震記録によって予見できた程度の規模の地震だからである。また、被控訴人らとりわけ被控訴人 GE も、上記のとおり、責任集中制度（原賠法）がなければ、被控訴人らが主張しうる（注：裁判所が認定してくれるわけではない）抗弁とは、せいぜい不可抗力の抗弁程度に過ぎないことを認めている。責任集中制度（原賠法）がなければ、被害者は

被控訴人らから、上記のような抗弁が認められない限り、その欠陥ないし過失（あるいは故意）に応じた賠償を受けることができるのである。

なお、メキシコ湾の石油流出事故において BP 社に対して 100 を超える訴訟が提起されたこと、米国法上の訴訟制度が日本のそれと異なっていることは確かであるが、日本法においても集団訴訟は可能である一方、米国においても特に長期間を要したのは加害者（ないし責任を負うと目される当事者）相互の訴訟であって、およそ同事故が、責任集中制度の必要性を根拠づけるものと解する余地はない。

エ 立法事実としての保険能力

控訴人らは、原審第 5 準備書面において、「保険能力を原子力事業者に集中させることができるとなる」という主張は、「福島原発事故によって、無意味なものとなつた」と述べた。

そして被控訴人 GE もまた、「福島原発事故は…民間の保険はそもそも関係がない」と述べた。このように、保険制度が、被害救済に意味を持たないことは、当事者間で争いなことが明らかになった（なお、被控訴人 GE は、「福島原発事故は、地震・津波に起因するため」と述べているが、仮に地震・津波に起因しない原発事故が今後発生したとして、保険制度によって全被害を弁償することが不可能であることは、今更言うまでもない）。

「保険能力を原子力事業者に集中させること」の唯一の意味は、被控訴人 GE も自白するとおり、「こうした保険なしには業界は存続しえない」ということであるが、およそそのような理由が、本件事故のような重大なモラルハザード、重大な人権侵害をもたらす責任集中制度を許容する理由になどなり得ないことは、日本国憲法を通説・判例に沿って解釈する限りは、あまりにも自明である。

（3）「基本的な事実誤認」について

ア 事実誤認の存在

確かにインドが CSC 条約を批准したとする文書を提出したのは 2 月 4 日である。しかしながら、Reitsma 氏が意見書を作成した 1 月 24 日の時点（2 月 4 日のわずか 11 日前）では、インドが同条約を批准する予定であることは明白だったのであり、被控訴人 GE の言い訳は、あまりにも見苦しいとしかいいようがない。

イ インド国内法に何ら問題はないこと

インド国内法が原子力損害について原発メーカー等への求償を認めているのは、不法行為法の原則、さらにはインド憲法の基本的人権に関する規定に従ったきわめて当然のことであって、およそ「欠陥」という